



鳥取県公報

平成18年 9月29日(金)
号外第136号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例 鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例 (60) (障害福祉課) 1

———公布された条例のあらまし———

鳥取県特別医療費助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

健康保険法等の一部が改正され、新たに入院時生活療養費が設けられたことに伴い、特別医療費の助成対象について所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 特別医療費の助成対象から、入院時生活療養費を除く。

入院時生活療養費...療養病床に入院する70歳以上の者の入院時における、食事の提供である療養並びに温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養に要する費用。

(2) (1)にかかわらず、平成18年10月中は、低額所得者にあつては入院時生活療養費を、低額所得者以外の者にあつては入院時生活療養費のうち同年9月30日に負担していた入院時食事療養費に相当する費用を除いた費用を特別医療費の助成対象とする。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成18年10月1日に施行する(2)を除き、同年11月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

条 例

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 9月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第60号

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県特別医療費助成条例(昭和48年鳥取県条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。)に

改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(定義) 第2条 略 2 略 3 この条例において「被保険者等負担金」とは、社会保険各法その他の法令（介護保険法及びこれに基づく命令を除く。）の規定により被保険者等が負担することとなる費用（所得が低額であることその他の事情をしん酌して規則で定める者以外の者が病院又は診療所（以下「病院等」という。）に入院している場合にあっては、<u>次に掲げる費用を除く。</u>）をいう。</p> <p>(1) <u>入院時の食事療養に係る費用</u> (2) <u>入院時の生活療養に係る費用のうち平成18年9月30日に保険給付の対象者であったと仮定した場合に被保険者等が負担することとなる入院時の食事療養に係る費用に相当する費用</u></p> | <p>(定義) 第2条 略 2 略 3 この条例において「被保険者等負担金」とは、社会保険各法その他の法令（介護保険法及びこれに基づく命令を除く。）の規定により被保険者等が負担することとなる費用（所得が低額であることその他の事情をしん酌して規則で定める者以外の者が病院又は診療所（以下「病院等」という。）に入院している場合にあっては、<u>入院時の食事療養に係る費用を除く。</u>）をいう。</p> |

第2条 鳥取県特別医療費助成条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた号（以下この条において「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(定義) 第2条 略 2 略 3 この条例において「被保険者等負担金」とは、社会保険各法その他の法令（介護保険法及びこれに基づく命令を除く。）の規定により被保険者等が負担することとなる費用（<u>入院時の生活療養に係る費用及び所得が低額であることその他の事情をしん酌して規則で定める者以外の者が病院又は診療所（以下「病院等」という。）に入院している場合にあっては、入院時の食事療養に係る費用を除く。</u>）をいう。</p> | <p>(定義) 第2条 略 2 略 3 この条例において「被保険者等負担金」とは、社会保険各法その他の法令（介護保険法及びこれに基づく命令を除く。）の規定により被保険者等が負担することとなる費用（所得が低額であることその他の事情をしん酌して規則で定める者以外の者が病院又は診療所（以下「病院等」という。）に入院している場合にあっては、<u>次に掲げる費用を除く。</u>）をいう。</p> <p>(1) <u>入院時の食事療養に係る費用</u> (2) <u>入院時の生活療養に係る費用のうち平成18年9月30日に保険給付の対象者であったと仮定した</u></p> |

| | |
|--|--|
| | <u>場合に被保険者等が負担することとなる入院時の 食事療養に係る費用に相当する費用</u> |
|--|--|

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の鳥取県特別医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の鳥取県特別医療費助成条例の規定は、平成18年11月1日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

